

新型コロナウイルス感染症関連の支援策について

● 労働保険料等の納付猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることなどの要件を満たす事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

問 千葉労働局労働保険徴収課（電話：043-221-4317）

● 雇用保険の基本手当（失業給付）の給付日数の延長に関する特例

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した特例として、令和2年6月12日以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方は、離職日・離職理由が要件を満たす場合、給付日数が60日又は30日延長されます。

問 お住まいを管轄するハローワーク

● 求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方（受給を終了した方を含む）は、一定の要件を満たす場合、「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を原則無料で受講できます。

さらに、本人収入等が要件を満たす方は、職業訓練期間中の生活を支援するための「職業訓練受講給付金」（職業訓練受講手当（月額10万円）・通所手当・寄宿手当）を受けることができます。給付金だけでは生活費が不足する場合には、「求職者支援資金融資」を利用することができます。（融資にあたっては審査があります。）

問 お住まいを管轄するハローワーク

● テレワークの導入支援

・ テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）<https://telework.mhlw.go.jp/info/doc/>
テレワークモデル就業規則、労務管理Q&A集、好事例集など各種テレワーク関連資料を提供しています。

・ テレワーク相談センター（厚生労働省）TEL：0570-550348 <https://www.tw-sodan.jp/>
テレワークに関するさまざまな相談に無償対応しています。（受付時間：平日9:00～17:00）

・ 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/telework_10026.html
新たにテレワークを導入する中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

・ 令和2年度テレワーク導入支援（千葉県）
<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/worklifebalance/hatarakikata/r2telework.html>
新型コロナウイルス感染症対策として、新規にテレワークの導入を希望する中小企業等を対象に、専門家を派遣し、テレワークの社内試行を支援します。

【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 雇用労働課 働き方改革推進班

電話：043-223-2743 FAX：043-221-1180 Eメール：koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp